

区域内においてこれに代わる建築物で用途及び敷地面積が従前と著しく異なるものの建築を目的として行う開発行為で、規則で定めるもの

(3) 市街化調整区域内に存する自己の居住の用に供する住宅の改築又は増築を目的として行う開発行為で、規則で定めるもの

(4) 市街化調整区域内に所在する集落（相当程度の規模の集落で知事が指定するものに限る。）内に当該市街化調整区域内に係る区域区分決定日以前から生活の本拠を有する者（これに準ずる者で規則で定めるものを含む。）が当該集落内において自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う開発行為で、規則で定めるもの

（政令第36条第1項第3号のハの規定による建築物の新築等）

第8条 政令第36条第1項第3号のハの規定による区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築又は用途の変更（以下この条において「新築等」という。）は、政令第8条第1項第2号のロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における建築物の新築等であって、前条各号に掲げる開発行為の目的となる建築物の新築等とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条から第4条までの規定は、この条例の施行の日以後に法

第29条第1項又は第2項の規定により許可の申請をする者の当該申請に係る許可について適用する。

建築管理課

長野県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 長野県条例第24号

長野県収入証紙条例の一部を改正する条例

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、使用料等のうち納付する者の利便性及び事務処理の効率性を勘案して知事が定めるものについて、知事が適當と認める場合は、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

会計課

長野県ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 長野県条例第25号

長野県ガス供給条例の一部を改正する条例

長野県ガス供給条例（昭和46年長野県条例第20号）の一部を次のように改正する。

「第6章 託送供給（第23条）

目次中「第6章 雜則（第23条・第24条）」を 第7章 雜則（第24条・第25条）に改める。

第2条第15号中「以下」を「法第2条第12項に規定する託送供給に関する契約を除く。以下」に改める。

第24条を第25条とし、第23条中「の規定」を「又は第22条第3項ただし書の規定」に、「認可」を「認可又は承認」に改め、同条を第24条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

#### 第6章 託送供給

（託送供給）

第23条 第2章から前章までの規定は、法第2条第12項に規定する託送供給については、適用しない。

2 託送供給に係る料金その他の供給条件は、企業管理規程で定める。

別表第2中「75,000」を「78,750」に、「120,000」を「126,000」に、「180,000」を「189,000」に、「300,000」を「315,000」に、「3万円」を「3万1,500円」に改める。

別表第3の1中「及び料金表」の次に「(税抜価格)」を加え、同1の(1)のイを次のように改める。

#### イ 料金表

区 分	基 本 料 金	従量料金単価(1立方メートル当たり)
使用量が25立方メートル以下の場合	税込価格 円 525	円 119.238
	税抜価格 円 500	円 113.56

使用量が25立方メートルを超える場合	税込価格	798	108.318
	税抜価格	760	103.16
使用量が250立方メートルを超える場合	税込価格	3,032.4	99.3825
	税抜価格	2,888	94.65

別表第3の1の(2)のイを次のように改める。

イ 料金表

区分	基本料金	従量料金単価 (1立方メートル当たり)	
		冬期	その他期
小型空調契約1種	税込価格 円 1,575	円 93.996	円 85.05
	税抜価格 1,500	89.52	81
小型空調契約2種	税込価格 840	101.346	92.4
	税抜価格 800	96.52	88

(備考) 従量料金単価は、料金算定期間の末日が12月1日から翌年3月31日までの期間に属する場合にあっては冬期を、4月1日から11月30日までの期間に属する場合にあってはその他期を適用する。

別表第3の1の(3)のアの(イ)を次のように改める。

(イ) 料金表

区分	定額基本料金	流量基本料金単価 (1立方メートル当たり)	従量料金単価 (1立方メートル当たり)
空調夏期契約1種	税込価格 円 16,800	円 532.35	円 67.0215
	税抜価格 16,000	507	63.83
空調夏期契約2種	税込価格 5,250	532.35	72.7965
	税抜価格 5,000	507	69.33

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

ガス課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第26号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第42条並びに」を「第42条、」に、「第25条の5」を「第13条、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）第5条及び農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和32年法律第145号）第3条」に、「基き」を「より」に改める。

第6条第1項中「長野県短期大学の学長にあっては」及び「、長野県看護大学の学長にあっては同表の6級2号俸の額」を削る。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

(別表第1)(第5条関係)

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 —	円 —	円 252,700	円 285,600	円 365,900	円 636,000
	2	160,800	202,800	265,600	300,500	381,000	
	3	168,700	211,600	278,300	315,700	393,400	
	4	178,800	220,500	292,000	330,600	405,600	
	5	189,600	230,000	305,900	345,800	417,600	
	6	197,300	239,400	319,600	360,700	429,300	
	7	204,600	251,900	332,800	375,700	440,800	
	8	212,300	264,200	346,200	386,600	452,300	
	9	220,600	276,600	359,100	397,000	463,500	
	10	229,900	288,000	368,900	406,600	474,700	
	11	237,500	300,000	378,900	415,600	486,100	
	12	246,100	311,800	388,400	424,200	497,300	
	13	254,000	319,700	397,100	432,600	508,500	
	14	261,900	326,600	405,500	440,200	519,700	
	15	269,300	333,200	413,100	447,600	530,000	
再任用学	16	276,500	339,700	420,500	454,700	539,200	
校職員以	17	283,200	346,200	427,600	460,900	548,300	
外の職員	18	289,600	352,000	434,700	466,500	557,200	
	19	295,900	357,700	440,500	472,000	566,100	
	20	301,900	363,300	445,400	477,400	574,300	
	21	307,600	368,800	449,800	482,700	580,600	
	22	312,500	374,300	452,900	487,900	585,600	
	23	317,000	378,900	456,000	493,000	590,200	
	24	321,400	382,800	458,900	497,000		
	25	324,900	385,700	462,000	500,300		
	26	328,000	388,400	465,000	503,600		
	27	331,000	391,300	468,100			
	28	333,700	394,000	471,100			
	29	335,900	396,800				
	30	337,900	399,400				
	31	340,000	402,200				
	32	342,000	405,000				
	33	344,000	407,900				
	34	346,000	410,700				
	35	348,000					
	36	350,100					
	37	352,200					
	38	354,400					
再任用学 校職員		239,500	288,100	304,100	336,400	417,800	

(別表第2)(第5条関係)

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 —	円 —	円 311,100	円 404,900
	2	147,400	191,100	324,600	414,900
	3	153,600	198,000	337,800	424,300
	4	160,800	205,000	347,900	433,700
	5	168,700	212,400	358,000	443,100
	6	177,700	220,300	368,300	452,000
	7	187,700	231,300	378,200	460,800
	8	194,300	242,800	387,700	469,200
	9	201,000	254,400	397,200	478,200
	10	207,700	266,700	406,100	487,100
	11	214,800	279,400	414,900	497,000
	12	222,100	292,500	423,500	506,100
	13	230,300	306,100	431,700	514,500
	14	238,000	319,500	439,400	521,800
	15	245,900	332,100	446,800	526,200
再任用学校職員以外の職員	16	253,800	342,000	454,200	
	17	261,600	351,900	462,200	
	18	269,300	361,900	470,200	
	19	276,900	371,300	478,100	
	20	283,700	380,600	485,900	
	21	290,300	389,500	493,700	
	22	296,400	397,400	500,500	
	23	302,400	404,500	504,500	
	24	308,300	411,700		
	25	314,100	418,400		
	26	319,900	424,700		
	27	325,300	430,100		
	28	330,700	435,300		
	29	335,700	440,100		
	30	339,400	444,400		
	31	342,400	448,700		
	32	345,200	452,900		
	33	348,000	455,700		
	34	350,000			
	35	352,000			
	36	353,800			
	37	355,500			
	38	357,200			
	39	359,400			
	40	361,400			
再任用学校職員		238,500	283,700	355,000	431,000

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第3)(第5条関係)

## 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 —	円 —	円 270,000	円 400,100
	2	147,400	162,900	283,600	408,800
	3	153,600	171,200	297,400	417,200
	4	160,800	180,200	311,100	425,600
	5	168,700	191,100	324,600	433,900
	6	177,700	198,000	337,800	441,600
	7	187,700	205,000	347,900	449,200
	8	194,300	212,400	358,000	456,400
	9	200,900	220,300	368,300	463,300
	10	207,500	231,300	377,000	470,000
	11	214,200	242,800	385,400	476,900
	12	221,100	254,400	393,400	484,000
	13	228,400	266,700	401,200	490,400
	14	235,600	279,400	408,700	495,600
	15	242,600	292,500	416,100	499,500
再任用学	16	249,700	306,100	423,300	
校職員以	17	256,200	319,500	430,000	
外の職員	18	262,600	332,100	436,600	
	19	269,100	342,000	443,100	
	20	274,900	351,800	448,900	
	21	280,200	361,700	454,300	
	22	285,100	370,000	458,900	
	23	289,800	378,200	463,100	
	24	293,900	385,800	466,800	
	25	297,300	392,600	469,900	
	26	300,600	398,900	472,700	
	27	303,900	404,600		
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
	36		442,200		
再任用学校職員		227,100	280,300	347,200	420,800

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ計算した額とする。

(別表第4)(第5条関係)

## 学校栄養職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学校職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 205,400	円 228,600	円 265,200
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800
	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600
	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900
	24		295,700	354,400	378,000	
	25		297,500	356,700	380,400	
	26		299,200	358,700	382,900	
	27		301,100	360,800	385,500	
	28		302,800	362,900		
	29			365,100		
	30			367,300		
再任用学校職員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000

(別表第5) (第5条関係)

## 事務職給料表

職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号俸	給料月額						
再任 用学 校職 員以 外の 職員	1	—	円 134,400	円 170,700	円 191,400	円 218,200	円 235,700	円 256,300	円 275,600
	2	—	138,800	177,400	198,600	226,200	244,600	265,200	284,800
	3	—	143,300	184,400	205,700	234,600	253,700	274,200	294,300
	4	—	148,500	190,200	213,300	243,500	262,300	283,300	304,100
	5	—	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700
	6	—	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600
	7	—	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300
	8	—	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700
	9	—	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900
	10	—	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900
	11	—	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600
	12	—	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000
	13	—	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000
	14	—	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500
	15	—	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200
	16	—	240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	432,500
	17	—	243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	436,300
	18	—	244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	440,000
	19	—	294,200	346,300	366,300	366,300	403,100	420,100	443,900
	20	—	296,100	348,500	368,800	368,800	406,500	423,600	447,500
	21	—	298,100	350,800	371,300	371,300	409,900	427,100	451,100
	22	—	300,000	353,000	373,800	373,800	413,300		
	23	—	302,000	355,200	376,400	376,400	416,700		
	24	—	303,900	357,600	379,000	379,000			
	25	—	305,700	359,800	381,600				
	26	—	307,600	362,100					
	27	—	309,600	364,300					
	28	—	311,500						
	29	—	313,400						
	30	—	315,300						
	31	—	317,100						
再任 用学 校職 員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300

別表第6のア中

円 50,800	円 50,200
49,000	48,400
47,200	46,600
45,400	44,800
43,600	43,000
41,800	41,200
40,000	39,400
38,200	37,600
36,400	35,800
35,000	34,400
33,600	33,000
32,200	31,600
30,800	30,200
29,400	28,800
28,000	27,400
26,600	26,000
26,000	25,400
25,300	24,800
24,400	23,900
23,600	23,200
23,000	22,600
22,300	22,000
21,700	21,400
21,000	20,700
20,600	20,400
20,200	20,000
19,400	19,300
18,600	18,500

を

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。  
(職務の級における最高の号俸を超える給料月額の切替え等)
- この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた学校職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。  
(施行日前の異動者の号俸等の調整)
- 施行日前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間について、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(学校職員が受けていた号俸等の基礎)
- 前2項の規定の適用については、学校職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前

の長野県学校職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(実施規定)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

高校教育課

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県条例第27号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第8条及び第11条」を「第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項」に、「基づき」を「より」に改める。

第5条第2項第1号中「生徒」を「校外実習その他生徒」に改め、同項第2号中「学校行事」を「修学旅行その他学校行事」に改め、同項第3号中「教職員会議」を「職員会議（義務教育諸学校等の設置者の定めるところにより当該義務教育諸学校等に置かれるものをいう。）」に改め、同項第4号中「非常災害等」を「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県条例第28号

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

長野県地方警察職員定数条例（昭和29年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、育児休業者及び」に改める。

第2条中「113人」を「115人」に、「236人」を「239人」に、「884人」を「908人」に、「913人」を「938人」に、「940人」を「966人」に、「3,535人」を「3,615人」に改める。

附則第2項中「113人」を「115人」に、「115人」を「116人」に、「236人」を「239人」に、「240人」を「244人」に、「884人」を「908人」に、「912人」を「936人」に、「913人」を「938人」に、「942人」を「967人」に、「940人」を「966人」に、「970人」を「996人」に、「3,535人」を「3,615人」に、「3,628人」を「3,708人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

警務課

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県条例第29号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1)(第6条関係)

## 警察職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 —	円 —	円 —	円 231,000	円 267,000	円 286,400	円 306,100	円 327,100	円 357,500	円 392,000
	2	156,700	172,100	198,500	238,900	276,000	295,800	315,900	337,200	367,700	403,900
	3	163,300	179,300	206,600	247,600	285,200	305,200	325,900	347,300	377,800	415,800
	4	170,400	188,400	214,700	256,600	294,300	314,900	336,000	357,500	387,800	426,900
	5	177,400	198,300	222,000	265,700	303,500	324,900	346,000	367,700	397,800	437,400
	6	185,900	205,700	229,400	274,600	312,400	334,900	355,900	377,800	407,500	446,900
	7	195,600	213,100	236,700	283,700	321,200	344,800	365,700	387,600	417,200	456,400
	8	203,000	220,200	244,100	292,800	329,900	354,700	375,500	397,400	426,800	465,100
	9	210,300	226,900	252,200	301,900	338,600	364,300	385,100	407,000	436,300	474,100
	10	217,400	234,000	260,100	310,200	347,200	373,700	394,700	416,500	445,500	482,400
	11	224,100	241,700	268,100	318,500	355,200	383,100	404,200	426,000	454,000	490,900
	12	231,200	248,600	276,100	326,700	363,100	392,600	413,700	435,400	462,200	499,400
	13	238,600	256,400	284,100	334,900	370,800	401,900	423,100	444,200	470,500	508,000
	14	245,500	264,300	291,800	342,900	378,500	411,300	429,800	452,200	478,700	515,300
	15	253,300	272,100	299,500	349,900	386,100	419,900	436,200	459,500	486,700	519,500
再任用の警察職員以外の職員	16	261,200	279,800	307,600	357,300	393,000	425,500	441,600	465,800	490,700	
	17	268,500	286,900	315,800	364,800	400,000	431,000	445,900	469,800	494,700	
	18	275,300	293,900	324,000	372,400	405,700	435,200	450,100	473,700	498,600	
	19	281,600	300,700	331,900	380,000	411,100	438,700	453,600	477,700		
	20	288,100	307,300	338,900	387,100	414,700	441,900	457,000	481,400		
	21	294,500	314,000	346,300	394,000	417,700	445,300	460,300	485,000		
	22	300,500	320,400	354,000	399,700	420,700	448,700	463,800			
	23	306,800	326,600	361,600	405,500	423,700	452,000				
	24	312,700	333,000	369,200	409,000	426,900	455,400				
	25	318,300	339,400	376,200	412,000	429,700					
	26	324,100	345,800	383,100	414,900	432,700					
	27	329,700	351,800	389,000	417,900						
	28	334,600	357,200	394,800	421,100						
	29	338,200	361,900	398,300	423,900						
	30	341,800	366,300	401,300	426,700						
	31	345,600	370,800	404,200							
	32	349,400	373,300	407,100							
	33	351,700	375,900	410,300							
	34		378,400	413,100							
	35		381,000	415,800							
	36		383,500								
再任用の警察職員		242,900	253,100	262,200	276,400	304,700	324,700	341,400	362,200	388,900	420,600

(備考) この表は、警察官に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

## 一般職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
再任用の警察職員	1	円 —	円 —	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500	
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800	
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900	
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900		
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500		
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100		
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100			
	23			300,000	353,000	373,800	413,300				
	24			302,000	355,200	376,400	416,700				
	25			303,900	357,600	379,000					
	26			305,700	359,800	381,600					
	27			307,600	362,100						
	28			309,600	364,300						
	29			311,500							
	30			313,400							
	31			315,300							
	32			317,100							
再任用の警察職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400

(備考) この表は、警察研究職給料表の適用を受けない一般職員（人事委員会の定める者を除く。）に適用する。

(別表第3)(第6条関係)

警察研究職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用の警察職員	1	円 —	円 —	円 255,100	円 296,700
	2	134,500	183,500	268,300	310,500
	3	138,900	193,300	281,700	324,300
	4	144,000	202,400	294,900	338,200
	5	150,300	211,500	308,300	348,900
	6	157,800	221,000	322,000	358,700
	7	166,300	232,500	335,600	368,300
	8	175,300	243,800	345,600	377,900
	9	183,600	255,100	354,900	387,200
	10	190,900	264,900	363,400	396,300
	11	198,300	275,100	371,000	405,200
	12	206,000	285,000	377,800	413,900
	13	213,700	292,200	384,200	422,400
	14	221,500	298,900	390,300	430,700
	15	229,700	305,600	396,300	438,300
	16	238,000	312,200	402,200	445,800
	17	244,300	318,800	407,300	453,200
	18	250,400	325,500	411,600	460,500
	19	256,500	331,900	416,000	467,000
	20	262,400	338,200	420,000	473,700
	21	267,800	344,500	423,900	478,700
	22	273,100	349,300	427,700	483,200
	23	278,200	353,400	431,500	487,000
	24	283,200	356,200	434,900	
	25	287,900	359,000	438,200	
	26	291,700	361,800		
	27	295,300	364,600		
	28	298,200	367,400		
	29	300,600	370,100		
	30	302,600			
	31	304,700			
	32	306,600			
再任用の警察職員		217,600	263,400	297,500	340,400

(備考) この表は、長野県警察本部に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する一般職員で人事委員会の定めるものに適用する。

## 附 則

## (施行期日)

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。  
(職務の級における最高の号俸を超える給料月額の切替え等)
- この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた警察職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。  
(施行日前の異動者の号俸等の調整)
- 施行日前に職務の級を異にして異動した警察職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる警察職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(警察職員が受けていた号俸等の基礎)
- 前2項の規定の適用については、警察職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。  
(実施規定)
- 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

警務課